愛知県原種配布査定会議開催要領

(趣 旨)

第1 この要領は、愛知県主要農作物種子対策実施要綱第5の1の原種及び原原種の生産・配布について協議するための原種配布査定会議(以下「査定会議」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(事 務)

- 第2 査定会議は、次に掲げる事項について協議する。
 - 1 主要農作物の原種の生産に関すること
 - 2 主要農作物の原種の配布に関すること
 - 3 主要農作物の原種の価格決定に関すること
 - 4 その他、主要農作物の原種に関すること

(会 議)

- - 2 査定会議は別表に掲げる者をもって構成し、農業水産局長は必要に応じて 別表の構成員以外からの出席を求めることができる。
 - 3 査定会議の座長は、農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進 室長があたる。

(庶 務)

第4 査定会議の庶務は、農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推 進室が行う。

(雑 則)

第5 この要領に定めるほか、査定会議の開催について必要な事項は座長が定 める。

附則

- この要領は、平成 12 年 8 月 28 日から施行する。 附則
- この要領は、平成23年9月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成24年9月12日から施行する。

附則

- この要領は、平成 25 年 9 月 10 日から施行する。 附則
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附則
- この要領は、令和5年4月3日から施行する。

愛知県原種配布査定会議構成員

| 職 | 名 | 備 | 考 |
|--------------|--------------|------|---|
| 愛知県農業水産局農政部農 | 農業経営課農業イノ | 座長 | |
| ベーション推進室長 | | | |
| 愛知県農業水産局農政部園 | 芸農産課 | | |
| 農業水産局畜産課 | | | |
| 農業総合試験場普及戦略部 | 技術推進室 | 作物担当 | |
| 農業総合試験場作物研究部 | 3作物研究室 | | |
| 農業総合試験場作物研究部 | 水田利用研究室 | | |
| 農業総合試験場山間農業研 | 究所稲作研究室 | | |
| 東海農政局生産部生産振興 | 課 | | |
| 愛知県農業協同組合中央会 | | | |
| 愛知県経済農業協同組合連 | 合会 | | |
| 愛知県米麦振興協会 | | | |